

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会福祉機器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体の障害その他の理由により一時的に福祉機器を必要とする高齢者、障害者その他会長が必要と認める者に対し、福祉機器の貸出しを行うために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 福祉機器貸出事業の実施主体は、社会福祉法人菊川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(対象者)

第3条 福祉機器貸出事業の対象者は、菊川市内に住所を有し、身体の障害その他の理由により一時的に福祉機器を必要とする者とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出要件)

第4条 福祉機器の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険サービスを利用していない者
- (2) 病院受診、旅行、遠距離外出その他一時的な利用を目的とする者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 介護ベッドについては、介護保険認定者及び介護保険認定申請中の者は、原則として対象外とする。

(対象福祉機器)

第5条 貸出しの対象となる福祉機器は、会長が別に定める。

2 介護ベッドの貸出しについては、本会と委託業者との契約に基づき実施する。

(費用)

第6条 福祉機器の貸出費用は無料とする。ただし、介護ベッドについては、1か月当たり 500 円を利用者の負担とする。

(申込み)

第7条 福祉機器の貸出しを受けようとする者は、本会が指定する電子申請により申し込むものとする。

2 介護ベッドの貸出しを受けようとする者は、特殊寝台貸与申請書（様式第1号）により申し込むものとする。

(貸出期間)

第8条 福祉機器の貸出期間は、おおむね1か月とし、最長2か月以内とする。

2 会長が特に必要と認める場合は、貸出期間を延長することができる。

(貸出しの制限)

第9条 会長は、福祉機器の管理上又は事業運営上支障があると認める場合は、貸出しを行わないことができる。

(返却)

第10条 利用者は、貸出期間が満了したとき又は貸出しを受ける必要がなくなったときは、速やかに福祉機器を返却しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者の故意又は重大な過失により福祉機器を破損し、又は滅失した場合の修繕又は弁償に要する費用は、利用者の負担とする。

(個人情報の保護)

第12条 本会は、福祉機器貸出事業の実施に当たり取得した個人情報を適正に管理し、本事業の目的以外に使用してはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。